

首長の在任期間の制限に関する意見

首長の在任期間の制限について、今年5月に総務省の研究会が、「必ずしも 憲法に反するものとは言えない」とし、今後、「各方面において幅広い国民的議論が行われることを期待したい」とする報告書を発表した。

首長の在任期間については、八都県市首脳会議では、平成18年11月及び19年5月の2度にわたり、全員一致で意見を取りまとめ、アピールしてきたところであるが、地方の自主性・自立性を高めるとともに、地方政治改革を推進するため、本日改めて、次のとおり意見を表明する。

首長の在任期間については、幅広い権限を有する首長の時間的分権という観点から、地方分権の基本的な考え方である各自治体の「自己決定・自己責任」の原則を尊重し、法律により一律に制限するのではなく、在任期間を制限するかどうかや、制限する場合の在任期数などを条例にゆだねる仕組みとするよう、関係法令を改正すること。

平成 19 年 11 月 12 日

八都県市首脳会議

座長	千葉県知事	堂本 暁子
	埼玉県知事	上田 清司
	東京都知事	石原 慎太郎
	神奈川県知事	松沢 成文
	横浜市長	中田 宏
	川崎市長	阿部 孝夫
	千葉市長	鶴岡 啓一
	さいたま市長	相川 宗一